

井原議員（広志会）

令和4年9月21日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）教育委員会自らの調査について

弁護士は依頼者の利益を守ることが第一義であり、完全に中立ではない。

このことについては教育委員会自らが調査して判断すべきと考えるがどうか。

（答）

指摘されている法律が官製談合防止法でございますので、専門家の意見を踏まえないと法的評価が困難であること、また、このような法的評価に必要な事実調査の範囲や方法につきましても教育委員会では判断ができかねることから、外部の専門家に依頼し、調査を実施することといたしました。

また、今回の調査に係る専門家との契約でございますけれども、

- ・ 調査の範囲や方法、それから内容については専門家の判断に従うこと、
- ・ 本調査に関わる県職員は専門家の指揮命令を受けることなどを

本県調査に関する委任契約書で明記することで、調査の独立性を担保することを検討しております。